

背景が白色となり、値が消去されます。

- ・費用、人工、不働時間等が発生しなかった項目については、空白のままにしておけば0として計算されます（0の入力も可能です）。
- ・必要な事項が入力されていない場合、計算実行時点で、「〇〇を入力して下さい。」というメッセージが表示されるので、該当項目にデータを正しく入力した後、再度実行ボタンを押して下さい。
- ・被災の状況の項目には、具体的な状況の記述欄があります。また、訴訟関係費用、建物等の物的損失、その他の損失、被災者以外の工事関係者の不働賃金の項目には、内訳の記述欄があります。これらの記述欄は計算には影響しませんが、必要に応じて入力して下さい。

2.3 計算の実行及び結果の表示

ワークシートの下部にある実行ボタンを押すと、薄い緑色で示される個別項目の計算結果欄、ベージュ色で示される合計欄（項目横計）、及びローズ色で示される「損失額」欄に計算結果が表示されます。また、新たなワークシートに計算結果が出力されます。

実行ボタンを押してから計算結果が表示されるまでには、しばらく時間がかかります。

142	小計								
143	1. 署名停止等に伴う営業上の損失	原簿で	元簿会社	下簿1次	下簿2次	下簿3次	合計		円
144	①受注予定工事の未注冊								円
145	②その他								円
146	小計								円
147									
148	■損失総額								
149			元簿会社	下簿1次	下簿2次	下簿3次			円
150	会社別	1. 直接費							円
151	(①)	2. 間接費							円
152	合計								円
153	作業所内	1. 直接費 (E. 電等の生産性に関する損失)							円
154	下簿会社全株	2. 間接費 (H. 被災者以外の工事関係者の不働賃金)							円
155	(②)	合計							円
156									
157	元簿/下簿別	1. 直接費							円
158		2. 間接費							円
159		合計							円
160									
161	元簿/下簿会社	1. 直接費							円
162	合計	2. 間接費							円
163	(作業所全株)	合計							円
164	(③-②)								

実行ボタン
(マウス左ボタンを
クリックして実行)

2.4 プリントアウト

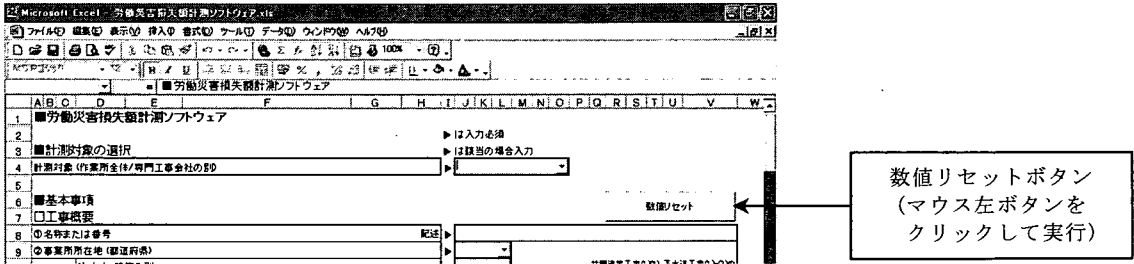
入力及び計算結果が表示されるワークシートは、A3 サイズ縦で3ページにわたって印刷されるよう設定されています。ご使用のプリンタが A3 サイズに対応していない場合は、印刷を実行する前に、プリンタの設定で出力用紙サイズを変更して下さい。

2.5 入力及び計算結果の保存

入力及び計算結果を保存する場合は、Excel のファイル保存と同じ手順で、名前を付けてファイルを保存して下さい。

2.6 入力及び計算結果の消去

入力及び計算結果を一括で消去するには、ワークシート上部にある「数値リセット」ボタンを押して下さい。ワークシートが初期状態に戻ります。



3. 入力項目

本ソフトウェアで入力する項目は、以下のとおりです。実際に入力を行う際に、入力方法等の説明を参考にして下さい。計算項目の損失を算定する式は、末尾に示すページに記載しています。

3.1 計測対象の選択

□工事概要

項目	入力方法等
計測対象（作業所全体/専門工事会社の別）	○損失額計測を、作業所全体(元請及び下請 1～3 次)で行うか、専門工事会社(下請 1～3 次)で行うかを指定して下さい。

3.2 基本事項

□工事概要

項目	入力方法等
①名称または番号	○工事の名称または識別用の番号を入力して下さい。
②事業所所在地（都道府県）	○建設現場が所在している都道府県を選択して下さい。 計算項目：E. ② 工期延長回避のための損失 →p. 21 E. ③ 1) 人件費増加分 →p. 21. H. 被災者以外の工事関係者の不働賃金 →p. 22.
③工種区分	
1) 土木・建築の別	○土木、建築のいずれかを選択して下さい。 計算項目：E. ③ 2) 現場管理費増加分 →p. 21
2) 土木の場合：土木積算基準上の工種区分	○土木工事の場合、下記の土木積算上の工種区分から、当てはまるものを選択して下さい。 ・河川工事 ・海岸工事 ・鋼橋架設工事 ・舗装工事 ・公園工事 ・情報ボックス工事 ・河川維持工事 ・共同溝等工事(1) 共同溝および地下立体交差工事にあつて、次に掲げる工事 施工方法がシールド工法または作業員が内部で作業する推進工法による工事 ・共同溝等工事(2) 共同溝および地下立体交差工事にあつて、次に掲げる工事 施工方法が開削工法による工事 ・トンネル工事 ・下水道工事(1) 下水道に関する工事にあつて、次に掲げる工事 施工方法がシールド工法または作業員が内部で作業する推進工法による管渠工事 ・河川・道路構造物工事 ・道路改良工事 ・PC橋工事 ・砂防・地すべり等工事 ・電線共同溝工事 ・道路維持工事

項目	入力方法等
	・下水道工事(2) 下水道に関する工事にあつて、次に掲げる工事 施工方法が開削工法または小口径の推進工法 による管渠工事 ・下水道工事(3) 下水道に関する工事にあつて、次に掲げる工事 ポンプ場工事, 処理工事およびこれらに類する 工事 ・コンクリートダム ・フィルダム 計算項目：E. ③ 2) 現場管理費増加分 →p. 21
3) 建築の場合：建築用途、新築/増改築	○工事の種類を具体的に入力して下さい。
④事業の種類 (労務費率、労災保険率区分上の事業種類)	○下記の建設事業の種類の分類から、当てはまるものを選択して下さい。 ・水力発電施設、ずい道等新設事業 ・道路新設事業 ・舗装工事業 ・鉄道又は軌道新設事業 ・建築事業（既設建築物設備工事業を除く） ・既設建築物設備工事業 ・機械装置の組立て又は据付けの事業 （組立て又は取付けに関するもの） ・機械装置の組立て又は据付けの事業（その他のもの） ・その他の建設事業 計算項目：A. 労災保険料増加額 →p. 20
⑤最終請負金額（税込み）	○現在施工中の場合は、見込み額を入力して下さい。 計算項目：A. 労災保険料増加額 →p. 20 E. ③ 2) 現場管理費増加分 →p. 21
⑥前払金	○前払金の金額を入力して下さい。 計算項目：E. ③ 2) 現場管理費増加分 →p. 21
⑦工事開始年月日	○工事を開始した年、月、日付を西暦で入力して下さい。
⑧最終工期日数	○現在施工中の場合は、見込み日数を入力して下さい。 計算項目：E. ③ 2) 現場管理費増加分 →p. 21
⑨規程上の作業所労働時間数 (休憩時間数を含む)	○作業所の1日の作業時間を、休憩時間込みで入力して下さい。 計算項目：E. ② 工期延長回避のための損失 →p. 21 E. ③ 1) 人件費増加分 →p. 21 G. ① 当日の損失額 →p. 22 G. ③ 労働時間中の損失額 →p. 22 H. 被災者以外の工事関係者の不働 賃金 →p. 22

項目	入力方法等
⑩休憩時間数	○作業所の1日の休憩時間を入力して下さい。 計算項目：E. ② 工期延長回避のための損失 →p. 21 E. ③ 1)人件費増加分 →p. 21
⑪作業所作業開始時刻	○作業所の作業開始時刻を24時間表記で入力して下さい。 計算項目：G. ① 当日の損失額 →p. 22
⑫作業所作業終了時刻	○作業所の作業終了時刻を24時間表記で入力して下さい。 計算項目：G. ① 当日の損失額 →p. 22

□災害概要

項目	入力方法等
①災害発生年月日	○労働災害が発生した年、月、日付を西暦で入力して下さい。
②災害発生時刻	○労働災害が発生した時刻を 24 時間表記で入力して下さい。 計算項目：G. ① 当日の損失額 →p. 22
③災害発生当時の状況	○災害の発生状況を簡潔に記述して下さい。
④被災者関連	
1) 所属会社 (元請/下請 1 次/下請 2 次/下請 3 次の別)	○被災者の所属会社の請負階層を選択して下さい。
2) 職種	○被災者の職種を入力して下さい。
3) 被災の状況 (死亡/骨折/その他の傷害の別)	○被災の状況を選択して下さい。 計算項目：A. 労災保険料増加額 →p. 20 G. ④ 死亡又は障害が残った場合の損失額 →p. 22
4) 障害等級(1 級～14 級の別)	○今回の被災による障害等級が確定している場合は、その等級を入力して下さい。 計算項目：A. 労災保険料増加額 →p. 20 G. ④ 死亡又は障害が残った場合の損失額 →p. 22
5) 休業日数	○確定していない場合は見込み日数を入力して下さい。 計算項目：A. 労災保険料増加額 →p. 20 G. ② 休業中の損失額 →p. 22
6) 入院日数	○確定していない場合は見込み日数を入力して下さい。 計算項目：A. 労災保険料増加額 →p. 20
7) 通院日数	○病院等で診療を受けた日数を入力して下さい。 ○確定していない場合は見込み日数を入力して下さい。 計算項目：A. 労災保険料増加額 →p. 20 G. ③ 労働時間中の損失額 →p. 22
8) 規程上の作業所労働時間中の 治療・通院時間	○被災者が所定労働時間内に通院している場合の、通院のために現場業務を離れる 1 日あたりの平均的な時間数を入力して下さい。 計算項目：G. ③ 労働時間中の損失額 →p. 22

項目	入力方法等
9) 被災者平均賃金（日額・被災時）	○被災者本人の労働基準法上の平均賃金を入力して下さい。 ○わからなければ最近の平均的な賃金を日額で入力して下さい。 計算項目：A. 労災保険料増加額 →p. 20 G. ① 当日の損失額 →p. 22 G. ② 休業中の損失額 →p. 22 G. ③ 労働時間中の損失額 →p. 22 G. ④ 死亡又は障害が残った場合の損失額 →p. 22
10) 被災者被災時年齢	○被災者本人の被災時点での年齢を入力して下さい。 計算項目：A. 労災保険料増加額 →p. 20 G. ④ 死亡又は障害が残った場合の損失額 →p. 22
※被災者死亡の場合	
11) 遺族 (被災者の収入により生計を維持していた者)	○以下に示す(1)妻及び(2)妻以外の遺族について、被災者死亡の場合のみ入力して下さい。 計算項目：A. 労災保険料増加額 →p. 20 G. ④ 死亡又は障害が残った場合の損失額 →p. 22
(1) 妻 a. 妻の有無	○死亡した被災者の妻の有無を選択して下さい。
b. 妻の年齢	○死亡した被災者の妻の年齢を入力して下さい。
c. 妻の障害の有無	○死亡した被災者の妻の、障害の有無を選択して下さい。
(2) 妻以外 a. 60歳以上の夫、父母、または祖父母の数	○死亡した被災者の、該当する家族の人数を入力して下さい。
b. 18歳未満の子または孫の数	○死亡した被災者の、該当する家族の人数を入力して下さい。
c. 18歳未満または60歳以上の兄弟姉妹の数	○死亡した被災者の、該当する家族の人数を入力して下さい。
a～c. に該当しない、障害等級第5級以上の障害をもつ夫、子、父母、孫、祖父母または兄弟姉妹の数	○死亡した被災者の、該当する家族の人数を入力して下さい。

□会社関連情報

項目	入力方法等
①資本金額	○被災者の所属会社の資本金額を記入して下さい。 計算項目：G. ① 当日の損失額 →p. 22 G. ② 休業中の損失額 →p. 22 G. ③ 労働時間中の損失額 →p. 22 G. ④ 死亡又は障害が残った場合の損失額 →p. 22
②最近３年度の平均受注高	○被災者の所属会社の最近３年度の平均受注高を入力して下さい。
③元請会社	
1) 現場従業員平均月額賃金	○作業所における元請会社職員の、平均賃金（諸手当を含む支払総額）を、月額で入力して下さい。 計算項目：E. ② 工期延長回避のための損失 →p. 21 E. ③ 1) 人件費増加分 →p. 21 E. ③ 2) 現場管理費増加分 →p. 21 H. 被災者以外の工事関係者の不働賃金 →p. 22
2) 月間所定勤務日数	○作業所における元請会社職員の、１ヶ月あたりの所定勤務日数を入力して下さい。 計算項目：E. ② 工期延長回避のための損失 →p. 21 E. ③ 1) 人件費増加分 →p. 21 E. ③ 2) 現場管理費増加分 →p. 21 H. 被災者以外の工事関係者の不働賃金 →p. 22
3) １人１ヶ月あたり平均休日出勤日数	○作業所における元請会社職員の、１人、１ヶ月あたりの平均的な休日出勤日数を入力して下さい。 計算項目：E. ② 工期延長回避のための損失 →p. 21 E. ③ 1) 人件費増加分 →p. 21 E. ③ 2) 現場管理費増加分 →p. 21 H. 被災者以外の工事関係者の不働賃金 →p. 22
4) １人１日あたり平均残業時間	○作業所における元請会社職員の、１人、１ヶ月あたりの平均的な残業時間数を入力して下さい。 計算項目：H. 被災者以外の工事関係者の不働賃金 →p. 22

3.3 項目別損失額

1. 直接費

A. 労災保険料増加額

項目	入力方法等
①確定保険料	
1) 確定済み、未定の別	○工事終了後、労災保険料の精算、申告が終わって確定保険料が確定している場合は「確定済み」を選択して下さい。
2) 決定済みの場合：確定保険料の金額	○決定している確定保険料の額を入力して下さい。
②追徴額	
1) 決定済み、未定の別	○所轄労働局からの通知により改定確定保険料が決定している場合、「決定済み」を選択して下さい。
2) 決定済みの場合：追徴額の金額	○所轄労働局からの通知により改定確定保険料が決定している場合、確定保険料に対する追徴額（確定保険料と改定確定保険料との差額）を入力して下さい。

B. 会社上積補償（会社規定に基く補償費等）

被災者や遺族に対する労災保険の上積補償分として、会社の規定または決定に基いて支払った以下の補償費を入力して下さい。

労働基準法の災害補償は企業の損失とし、労災保険法の労災給付金は損失に含めません。

項目	入力方法等
①療養補償費	○被災者が業務上負傷または疾病にかかった場合に、支払った療養費用（労働基準法上の療養補償を含む）を入力して下さい。
②休業補償費	○被災者が業務上負傷または疾病にかかり、3日以下休業した場合に、支払った補償費（労働基準法上の休業補償を含む）を入力して下さい。
③付加休業補償費	○労災保険の法定補償分である、平均賃金の80%（休業補償60%+休業特別支給金20%）を超えて、会社が支払った付加補償分を入力して下さい。
④障害補償費	○被災者が業務上負傷または疾病にかかり、治った場合に、その身体に障害が存するときに支払った補償費（労働基準法上の障害補償を含む）を入力して下さい。
⑤遺族補償費	○被災者が業務上死亡した場合に、遺族に支払った補償費（労働基準法上の遺族補償を含む）を入力して下さい。

項目	入力方法等
⑥葬祭料	○被災者が業務上死亡した場合に、遺族に支払った葬祭料（労働基準法上の葬祭料を含む）を入力して下さい。
⑦弔慰金	○被災者が業務上死亡した場合に、遺族に支払った弔慰金（香典、献花料など）を入力して下さい。
⑧移送費	○被災者またはその家族の病院への搬送などのために、支払った金額を入力して下さい。
⑨入院中雑費	○被災者の入院中の雑費として、支払った金額を入力して下さい。
⑩傷病見舞金	○見舞金として、支払った金額を入力して下さい。
⑪退職金割増額	○被災者の業務上の死亡または傷病に基く退職に対して退職金を割増した場合、その割増額を入力して下さい。
⑫諸貸金の弁済減免額	○会社から被災者に貸し付けた諸貸金を、被災者の業務上の死傷等を理由に減免した場合、その金額を入力して下さい。
⑬給付制限による会社負担	○上記のほか、被災者が労災保険法等の規定による給付制限を受けたために、支払った補償費を入力して下さい。
⑭その他	○上記のほか、会社規定に基づく補償費等があれば入力して下さい。
⑮一式	○項目別の金額がわからない場合に、総額を入力して下さい。

C. 訴訟関係費用（会社規定によらない補償費等）

訴訟関係に要した負担を入力して下さい。

項目	入力方法等
①民事損害賠償額（逸失利益、慰謝料等）	○賠償額総額のうち、労災給付金、及び上記 B. の会社規定に基く補償費（労働基準法上の災害補償を含む）のほかに、会社が負担した金額があれば、入力して下さい。
②和解金、示談金	○和解金、示談金総額のうち、労災給付金、及び上記 B. の会社規定に基く補償費（労働基準法上の災害補償を含む）のほかに、会社が負担した金額があれば、入力して下さい。
③付随費用	○弁護士報酬や専門スタッフへの費用など、訴訟手続きや和解交渉のために、会社が負担した金額があれば、入力して下さい。
④その他	○上記のほか、会社の規定外で支払った補償費等があれば入力して下さい。

D. 建物等の物的損失

建物等の修復等のために負担した費用を入力して下さい。

項目	入力方法等
①建物、付属設備、施工途中の建造物、仮設構造物等	○災害の発生により、汚損、破損、または消失した建物、付属設備、施工途中の建造物、仮設構造物等の修復に要した金額を入力して下さい。
②機械、器具、工具、付属品等	○災害の発生により、汚損、破損、または消失した機械、器具、工具、付属品等の修復に要した金額を入力して下さい。
③資材類	○災害の発生により、汚損、破損、または消失した資材等の修復に要した金額を入力して下さい。
④リース延滞料	○災害の発生により、リース・レンタル品の返却が遅れ、延滞料を支払った場合、その金額を入力して下さい。
⑤その他	○上記のほか、建物等の修復等のために負担した費用があれば入力して下さい。

E. 現場の生産性に関する損失

項目	入力方法等
①災害により工期が延長した場合、延びた分の日数	○災害により工期が延長した場合、延びた分の日数を入力して下さい。 ○延長なしの場合、0を入力して下さい。 ○現在施工中の場合は、最終的に予想される延長日数を、見込みで入力して下さい。 計算項目：E. ③ 2)現場管理費増加分 →p. 21
②工期延長回避のための損失 災害による工期の遅れを回復するために要した増加人工数	○工期の延長を生じさせないために、他の従業員による残業や休日出勤など、通常よりも人工数が増加した場合は、その増加分を入力して下さい。
③工期延長による損失	
1) 人件費増加分 災害による工期延長により増加した人工数	○工期が延長した期間中に生じた（生じる）人工数を入力して下さい。 ○現在施工中の場合は、見込みで入力して下さい。
2) 現場管理費増加分	○3.2 基本事項と③ 1)で入力したデータを基にプログラムが自動的に計測を行うので、ここでの入力はありません。
3) 工期延長に伴う違約金	○工期延長に伴い、発注者等に対して支払った違約金等があれば、その金額を入力して下さい。
④その他	○上記のほか、災害によって会社が受けた影響があればその損失額を入力して下さい。

F. その他の損失

項目	入力方法等
①通信交通費	○災害の発生により、各方面の連絡のために要した通信費、交通費、旅費を入力して下さい。
②官庁関係費	○災害の発生により、諸官庁等との折衝（提出書類の作成、協議など）に要した費用を入力して下さい。
③地域対策費	○災害の発生により、地域住民等との折衝（提出書類の作成、協議など）に要した費用を入力して下さい。
④新規採用費	○被災者に代わる、新しい人員を募集・採用するのに要した費用を入力して下さい。
⑤安全対策費	○災害の発生後、安全担当者など作業所への常駐職員を増員した場合の人件費を入力して下さい。
⑥その他	○上記のほか、災害の発生により生じた費用を入力して下さい。

2. 間接費**G. 被災者の稼得能力喪失等に伴う所属会社の損失**

従業員が被災し休業等しなければ、その労働によって本来会社が得られたはずの付加価値額の減少分を、被災者の所属会社にとっての損失として計測します。

3.2 基本事項で入力したデータを基にプログラムが自動的に計測を行うので、ここでの入力はいりません。

H. 被災者以外の工事関係者の不働賃金

工事関係者が災害対応等のため、本来の業務を離れて以下の作業のために費やした時間数に係る損失（不働賃金）を計測します。各項目の不働時間を入力して下さい。

項目	入力方法等
①救援、連絡、介添に要した時間	○被災者の救援（応急処置、病院への収容等）、被災者の家族の呼び寄せ、被災者の介添えに要した時間を入力して下さい。
②作業手待ちに要した時間	○機械・器具の破損による作業手待ちの時間スケジュールの変更や段取りの調整の間の、作業手待ちの時間を入力して下さい。
③原因調査、記録に要した時間	○災害の原因・状況の調査、災害記録の作成に要した時間を入力して下さい。
④現場の整理、復旧に要した時間	○災害発生現場の整理、復旧に要した時間を入力して下さい。
⑤見舞い、付き添いに要した時間	○被災者への見舞いや、被災者の日常生活の補助・付き添い（労災など法的補償の対象とならないもの）のために要した時間を入力して下さい。

項目	入力方法等
⑥葬儀、会葬に要した時間	○被災者が死亡した場合における、会葬、応援に要した時間を入力して下さい。
⑦安全教育等に要した時間	○災害発生後、災害再発防止活動や安全教育を実施した場合、これに要した時間を入力して下さい。
⑧教育訓練等に要した時間	○災害発生後、被災者に代わる新しい人員を採用した場合、その新規入場教育や訓練に要した時間を入力して下さい。
⑨役所立会に要した時間	○労働基準監督署や警察署等による現場検証、事情聴取への立会いに要した時間を入力して下さい。
⑩スケジュール変更、段取り調整に要した時間	○スケジュールの変更や段取りの調整に要した時間を入力して下さい。
⑪⑫その他の対応に要した時間（１）（２）	○上記のほか、工事関係者が災害対応等のため、本来の業務を離れて以下の作業のために費やした時間を入力して下さい。

I. 指名停止等に伴う営業上の損失

項目	入力方法等
①受注予定工事の失注額	○指名停止を受けた機関等から受注する予定であった工事を失注した場合の予定請負金額を入力して下さい。
②その他	○上記のほか、指名停止に伴う営業上の損失額を入力して下さい。

4. 損失額の算定方法

4.1 損失額の実額が確認できる損失項目

3.3 の A から H の損失項目のうち次の項目については、入力した金額がそのまま損失額となります。

- B. 会社上積補償費
- C. 訴訟関係費用
- D. 建物等の物的損失
- F. その他の損失
- I. 指名停止等に伴う営業上の損失

4.2 損失額の算定を要する損失項目と損失額算定方法

3.3 の A から H の損失項目のうち次の項目については、損失額の実額の確認が難しいため、以下に示す方法により損失額を算定します。

- A. 労災保険料増加額
- E. 現場の生産性に関する損失
- G. 被災者の稼働能力喪失等に伴う所属会社の損失
- H. 被災者以外の工事関係者の不働賃金

【損失額算定方法】

A. 労災保険料の増加額

以下の手順により算定します。

① 労災保険料の増加額の算定

- a. 追徴額（確定保険料と改定確定保険料との差額）が決定している場合

$$\text{確定保険料} \times 40\% + \text{追徴額}$$

- b. 追徴額が決定していない場合

$$\text{確定保険料} \times (40\% + \text{メリット増減率})$$

② ①の確定保険料の算定

- a. 確定保険料が決定している場合はその額

- b. 確定保険料が決定していない場合

$$\text{最終請負金額} \times \text{労務費率} \times \text{労災保険率} \quad (\text{労務費率、労災保険率は労災保険法による})$$

③ ①b. のメリット増減率の設定

メリット増減率は、メリット収支率を基に、「メリット制による労災保険料増減率表」（労災保険法）により決定します。

④ ③のメリット収支率の算定

$$\text{想定労災給付金額} \div (\text{確定保険料} \times \text{メリット調整率} (63 / 100))$$

⑤ ④の労災保険給付金額の想定

1) 療養補償費

$$\text{労災診療単価} \times 1 \text{ 日当たりの診療報酬点数} \times \text{入院または通院日数}$$

(労災診療単価は社会医療診療行為別調査(厚生労働省大臣官房統計情報部)、1日当たりの診療報酬点数は厚生省・日本医師会協定による)

2) 休業補償費

被災者本人平均賃金 × 80% (休業補償給付 60% + 休業特別支給金 20%) × (休業日数 - 3日)

3) 障害補償費

被災者本人平均賃金 × 障害等級による日数 (障害等級による日数は労災保険法による)

4) 遺族補償費

被災者本人平均賃金 × 1,000 日 (日数は労災保険法(遺族補償一時金)による)

一般的には一括有期事業となっているケースもありますが、複数の工事現場の労災給付金額を確認することは困難であるため、本調査では単独(非一括)有期事業として算定します。

E. 現場の生産性に関する損失

2. 工期延長回避のための損失

1) 元請会社の人件費の増加額

従業員平均月額賃金
÷ (1ヶ月あたりの所定労働日数 + 1人1ヶ月あたりの平均的な休日出勤日数)
× 工期延長回避のための増加人工数

2) 下請会社の人件費の増加額

作業所実労働時間 × 平均実労働時間給 × 工期延長回避のための増加人工数

下請会社全てにわたって個々の従業員の賃金を把握することは難しいため、下請会社の人件費は「賃金構造基本統計調査」(厚生労働省大臣官房統計情報部)を基に、以下の式により建設業関係 11 職種の平均実労働時間給を算定し、都道府県別に適用しています。(以下の 2.1) b.、H. 2. でも同じ)

平均実労働時間給 = きまって支給する現金給与額 ÷ (所定内実労働時間数 + 超過実労働時間数)

3. 工期延長による損失

1) 人件費の増加額

a. 元請会社の人件費の増加額

従業員平均月額賃金
÷ (1ヶ月あたりの所定労働日数 + 1人1ヶ月あたりの平均的な休日出勤日数)
× 工期延長による増加人工数

b. 下請会社の人件費の増加額

作業所実労働時間 × 平均実労働時間給 × 工期延長による増加人工数

2) 現場管理費の増加額

[現場管理費 × 最終工期日数 ÷ (最終工期日数 - 災害による工期延長日数)]
- 元請会社の人件費の増加額 - 現場管理費

現場管理費は「土木請負工事工事費積算基準」(国土交通省大臣官房技術調査課)、「公共建築工事共通費積算基準」(同官庁営繕部)における算定式に基づき算定しています。

G. 被災者の稼得能力喪失等に伴う所属会社の損失

1. 当日の損失額

$$\frac{\text{被災者本人平均賃金} \div \text{作業所作業時間数} \times (\text{作業所作業終了時刻} - \text{災害発生時刻})}{\div \text{労働分配率}}$$

労働分配率は、「法人企業統計調査」（財務省）より、以下の式により算定した額の過去5年度分の平均値を、資本金額別に適用しています。

$$\text{労働分配率} = \text{人件費（役員給与＋従業員給与＋福利厚生費）} \div \text{付加価値額}$$

2. 休業中の損失額

$$\text{被災者本人平均賃金} \times (\text{休業日数} - 1) \div \text{労働分配率}$$

3. 復帰後通院中の損失額

$$\frac{\text{被災者本人平均賃金} \div \text{作業所作業時間数} \times \text{通院日数}}{\times \text{所定労働時間内の治療・通院時間} \div \text{労働分配率}}$$

4. 死亡または障害が残った場合の損失額

$$\text{被災者本人平均賃金} \times \text{被災者に係る稼得能力等喪失日数} \div \text{労働分配率}$$

4. の被災者に係る稼得能力等喪失日数は、被災者の状態別に以下のように算定します。

1) 死亡の場合

$$\text{遺族補償年金年間給付日数} \times \text{新ホフマン係数}$$

（遺族補償年金年間給付日数は労災保険法による）

2) 障害 1～3 級（永久全部労働不能災害）又は障害 4～7 級（永久一部労働不能災害）の場合

$$\text{障害補償年金年間給付日数} \times \text{新ホフマン係数}$$

（障害補償年金年間給付日数は労災保険法による）

3) 障害 8～14 級（永久一部労働不能災害）の場合

$$\text{障害補償一時金給付日数} \quad (\text{障害補償一時金給付日数は労災保険法による})$$

H. 被災者以外の工事関係者の不働賃金

1. 元請会社の従業員の不働賃金

$$\frac{\text{従業員平均月額賃金}}{\div (\text{1ヶ月あたりの所定労働日数} + \text{1人1ヶ月あたりの平均的な休日出勤日数})} \div (\text{1日あたりの所定労働時間} + \text{1人1日あたりの平均的な残業時間}) \times \text{対応、手待ちをした者の、対応等に要した延べ時間数}$$

2. 下請会社の従業員の不働賃金

$$\text{平均実労働時間給} \times \text{対応、手待ちをした者の、対応等に要した延べ時間数}$$

工事関係者には、作業所内の元請・下請会社従業員のほか、労務安全担当者など元請・下請会社の店内関係者も含み、これらの対応等に当たったものが複数名いる場合は、その延べ時間数としています。

4.3 使用したデータ

本ソフトウェアで損失額の算定のために使用しているデータは、下記の通りです（平成 19 年 9 月現在）。

A. 労災保険料増加額

○労災診療単価… 社会医療診療行為別調査（厚生労働省大臣官房統計情報部）

○1 日当たりの診療報酬点数… 厚労省・日本医師会協定

○障害補償給付金の算定に係る障害等級による日数… 労災保険法

○労務費率、労災保険率… 労災保険法

○メリット制による労災保険料増減率… 労災保険法

E. 現場の生産性に関する損失

②工期延長回避のための損失（下請全体）

③工期延長による損失 1) 人件費増加分（下請全体）

H. 被災者以外の工事関係者の不働賃金

○建設業関係 11 職種の都道府県別「きまって支給する現金給与額」、「所定内実労働時間数」、「超過実労働時間数」… 賃金構造基本統計調査（厚生労働省大臣官房統計情報部）

E. 現場の生産性に関する損失

③工期延長による損失 2) 現場管理費増加分

○現場管理費算定諸元（前払金支出割合別補正係数、工事原価別一般管理費等率、工種区分・純工事費別現場管理費率標準値）… 土木請負工事工事費積算基準（国土交通省大臣官房技術調査課）、公共建築工事共通費積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）

G. 被災者の稼得能力喪失等に伴う所属会社の損失

○建設業の資本金別人件費及び付加価値額… 法人企業統計調査（財務省）

○遺族補償年金年間給付日数、障害補償年金年間給付日数、障害補償一時金給付日数… 労災保険法

5. その他

5.1 印刷範囲外の出力

「労働災害損失額計測ソフトウェア」ワークシートの Z 列から AD 列にかけて、計算過程で使用する数値が出力されます。これらは動作チェック用に表示されるものであるため、印刷範囲には含まれません。

5.2 著作権

本ソフトウェアの著作権は、独立行政法人 労働安全衛生総合研究所に属します。

5.3 免責事項

本ソフトウェアは予告なく変更することがあります。

本ソフトウェアの使用により生じた損失や損害に関して、独立行政法人 労働安全衛生総合研究所は一切の責任を負いません。

5.4 商標

Microsoft、Windows、Excel は、米国 Microsoft Corporation の、米国、日本およびその他の国における登録商標または商標です。

1.1.2 労働災害損失額計測システム実用化研究会による検証

1.1.1 で作成した労働災害損失額計測ソフトウェアの実用化、普及方策等を検討するため、実務者等で構成する「労働災害損失額計測システム実用化研究会」を設置した。本研究会では、本計測ソフトウェアを用いて実際に発生した様々な労働災害の損失額を計測することにより、実用化のための改善点の提案及び普及方策等の検討を行った。

本研究会の目的、委員構成、開催経過は次のとおりである。

(1) 研究会の目的

労働災害損失額計測ソフトウェアの実用化、普及方策等を検討する。

(2) 研究会の構成員

【委員】（敬称略、順不同）

横山 優（西松建設株式会社施工本部環境安全部労務安全課係長）

桑原 三男（株式会社島村工業取締役安全品質環境部長）

佐藤 克己（木部建設株式会社安全環境部長）

小崎 幸一（向井建設株式会社労務安全部安全衛生課長）

【事務局】

嘉納 成男（早稲田大学理工学術院建築学科教授）

高木 元也（労働安全衛生総合研究所人間工学・リスク管理研究グループ主任研究員）

(3) 研究会の実施経過

第1回

日時：平成19年11月7日（水）10：00～12：00

概要：研究会の趣旨説明の後、これまでの研究成果について説明があり、続いて労働災害損失額計測ソフトウェアの使用方法的説明があった。質疑応答の後、各委員にソフトウェアによる事例計測の試行とその結果の提出をお願いした。（詳細は「(4) 議事要旨」参照）

第2回

日時：平成20年1月23日（水）10：00～12：00

概要：各委員がソフトウェアによる事例計測結果を持ち寄って、内容を説明するとともに入力作業等に関する意見・感想を述べた後、ソフトウェアの改善点等について議論した。（詳細は「(4) 議事要旨」参照）

(4) 議事要旨

第1回議事要旨

第1回労働災害損失額計測システム実用化研究会 議事要旨

1. 開催日時 平成19年11月7日(水) 10:00～12:00
2. 開催場所 アルカディア市ヶ谷 5階会議室
3. 出席者(敬称略)
委員: 横山優(西松建設㈱)、桑原三男(㈱島村工業)、佐藤克己(木部建設㈱)、
小崎幸一(向井建設㈱)
事務局: 嘉納成男(早稲田大学)、高木元也(労働安全衛生総合研究所)、
4. 配付資料
資料No.1-1 労働災害損失額計測システム実用化研究会の設置等について
No.1-2 これまでの研究成果
No.1-3 労働災害損失額計測ソフトウェア使用マニュアル(案)
No.1-4 労働災害損失額計測ソフトウェア(案)入力例
No.1-5 労働災害損失額計測ソフトウェア(案)CD-ROM
5. 議事要旨
 - 1) 事務局挨拶
 - 2) 議題
 - (1) 本研究会の設置について
 - ・事務局より、資料No.1-1に基づき研究会の目的、名称、構成についての説明があった。
 - ・各委員、事務局による自己紹介があった。
 - (2) これまでの研究成果について
 - ・事務局より、資料No.1-2に基づきこれまでの研究成果についての説明があった。

【質疑・意見等】

 - ・労災の上積補償はどの損失項目に該当するのか?→B.の会社規定に基づく補償費に該当する。例えば、資料No.1-2の4.(2)の事例2における療養補償費が相当する。
 - ・OSHAの損失額算出ソフトの内容はどの程度の細かさか?→これは全産業を対象としたもので、内容的にはそれほど細かくはない。ソフトはOSHAのWebページからダウンロードできる。
 - (3) 労働災害損失額計測ソフトウェアの説明
 - ・事務局より、資料No.1-3に基づき計測ソフトウェアで扱う計測対象範囲、損失項目、金額算定方法等についての説明があった。

【質疑・意見等】

 - ・ケガの場合、最終的に休業日数等が確定してから計測することを想定しているのか?→途中段階でも、見込み数値を入力して予測金額を求めるという使い方もできる。
 - ・稼得能力損失を求める際に新ホフマン係数を用いているのは何故か?→ライブニッツ係数でも良いが、新ホフマン係数のほうが中間利息控除が少なく、金額が多めに出る。
 - ・自社で損失額として認識しているのは、示談金等の直接的金額が主であり、現状では関係する経費までは把握していない。
 - ・災害に伴う諸経費については、あまり表に出したくないという意識もある。
 - ・損失額データを加工して、安全教育・安全対策の費用と対比させることで、その費用対効果を評価することができる。
 - ・処理のための人件費や通信費、官庁対策費など、細かくデータを取ることは、現実にはかなり難しいが、損失額を正確に出すためには必要だと思う。
 - ・例えば再発防止のための安全教育の費用等については、数値としては出せるが、次に繋がる出費であり、一概に損失とは言えない面もある。